

多摩川下流部不法係留船対策に係る計画

平成18年8月17日策定

平成20年2月 5日改定

国土交通省 関東地方整備局

目 次

1.	多摩川下流部不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方	1
	1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的	1
	2) 不法係留船対策に係る計画策定の方法	1
	3) 係留施設及び係留船舶の取り扱い	1
2.	多摩川下流部不法係留船対策に係る計画の基本方針	2
	1) 計画の対象区域	2
	2) 多摩川下流部係留船舶状況	2
	3) 基本方針	3
3.	羽田地区不法係留対策に係る計画	5
	1) 羽田地区船舶係留基本方針	6
	2) 施設設置計画	7
	3) 不法係留船等の強制撤去の実施	8
	4) 羽田地区対応の枠組み	9
	5) 羽田地区における係留船対策実施工程	10
	参考資料	参-1

1. 多摩川下流部不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方

1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的

本計画は、水面の安全かつ快適な利用と流水面特有の環境機能の維持・増進を図ることを目的として策定された「多摩川水系水面利用計画」及び「多摩川水系河川整備計画」に基づき、多摩川本川の河口部から多摩川大橋及び海老取川における水面・水際利用に良好な空間の実現を図ることを目的として、現状での活発な水面利用を尊重しつつ、自然環境等と調和のとれた安全で快適な河川利用を推進するために策定するものである。

2) 不法係留船対策に係る計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、河川管理者と沿川自治体及び住民等が一体となって共通の目標を設定することが必要であり、水面や水際の秩序ある保全と利用に関する将来像、具体的な計画としてのゾーニング、規制措置、係留施設整備等について、「多摩川下流部水面等利用者協議会」での協議を通じて計画を策定していくものである。

当該協議会は、学識者、東京都、神奈川県、沿川自治体、水面を利用している各種団体の代表者、水面利用に係わる各組織の代表者並びに国土交通省で構成するものとする。

3) 係留施設及び係留船舶の取り扱い

多摩川に隣接する神奈川県では、平成14年4月1日より、東京都では平成15年1月1日より、不法係留船対策の条例が施行され、両都県管理の指定区間から締め出された船舶が、水域の連続性から今後多摩川へ移動して来る可能性が高く、早急な対策が求められるものである。

また、多摩川下流部には、約540隻の船舶が係留（平成18年5月末現在）されていることから、不法係留船対策に係る計画を策定する際には、これらの係留施設及び係留船舶の取り扱いが重要なポイントとなる。

これらについては、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日建設省河川局長通達）を踏まえ、本計画の中で適切に整理していくものである。

2. 多摩川下流部不法係留船対策に係る計画の基本方針

1) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、平成4年6月に策定された多摩川水系水面利用計画の範囲のうち、特に不法係留船対策の問題が顕在化している多摩川大橋より下流～河口までとする。



図 計画対象区域

2) 多摩川下流部係留船舶状況

多摩川の河口部は、ヨシ原や干満の影響を受けた干潟が広がる等の多様な環境を保持している。一方、これら干潟の一部には、漁船やプレジャーボートの係留のための棧橋が一部の事業者により設置され、無許可の棧橋の設置や船舶の係留が行われている。

平成18年5月末に、多摩川大橋から河口域における棧橋の設置状況及び係留船の係留状況に関する調査を実施した。その結果は、以下のとおりである。

下表に示すとおり、多摩川下流部において、羽田地区に最も多くの船舶が係留されており、多くの不法係留施設並びに船舶により、無秩序な状態となっている。

表 多摩川下流部係留船舶一覧表（平成18年5月末現在）

	船種	羽田地区	大師河原	六郷水門	六郷橋下流	多摩川大橋下流	合計
占用	漁船	44	0	0	0	0	44
	遊漁船	24	0	0	0	0	24
	PB	0	0	0	31	9	40
	その他	1	0	0	0	0	1
	全体	69	0	0	31	9	109
占用外	漁船	80	3	0	3	0	86
	遊漁船	2	0	1	0	0	3
	PB	139	12	3	19	1	174
	その他	123	1	4	24	20	172
	全体	344	16	8	46	21	435

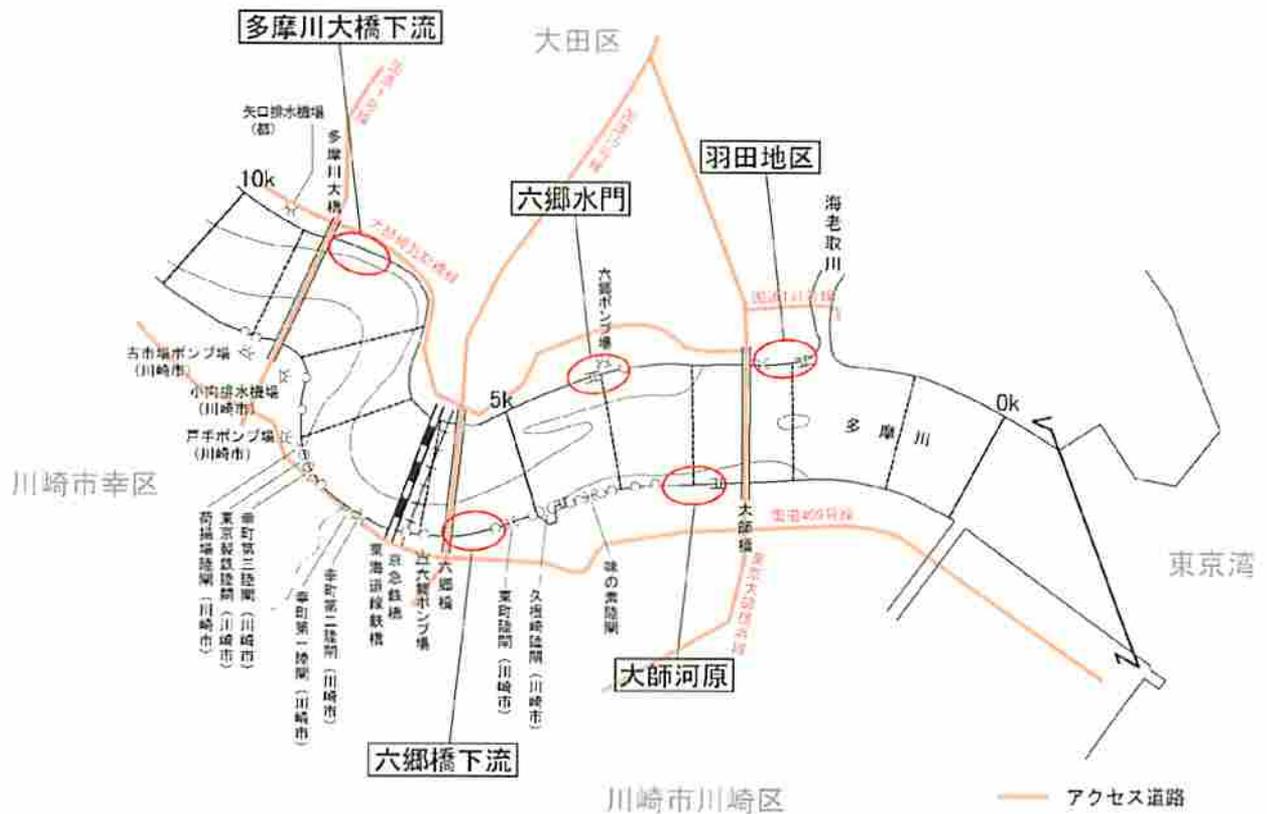


図 船舶係留位置図

3) 基本方針

秩序ある係留環境の実現に向けて、「多摩川下流部不法係留船対策に係る計画」を優先度の高い箇所から順次実施するものとする。

具体的には、下記の5項目の対応方針にて、不法係留船対策を実施してゆくものとする。

①沈没船及び所有者不明船の対応方針

- ・沈没船及び所有者不明船は、河川法に基づき厳正に措置する。

②占用許可を受けていない船舶及び係留施設の対応方針

- ・占用許可を受けていない船舶及び係留施設は、河川法及び関係法令に基づき厳正に措置する。
- ・暫定係留施設（水上・陸上）を整備するとともに船舶を収容する。
- ・当該暫定係留施設（水上・陸上）に係留を許可する船舶は、一定の基準を満たし、河川管理者が認めたものとする。
- ・暫定係留施設（水上・陸上）の施設管理・運営は公的機関に委ねる。
- ・個々の船舶の管理は、船舶所有者の自己責任において行うものとする。

③業をなしている船舶の占用許可の対応方針

- ・占用許可受者は、許可内容を遵守するものとする。

- ・本協議会発足時点で漁業・遊漁・警戒船の業をなし、かつ、占用許可を受けていない船舶は、秩序ある係留環境の実現状況に鑑み、河川管理者が新規占用許可が可能か否かを個別に検討する。

④航路維持の対応方針

- ・航路維持のために必要な浚渫は、船舶の安全確保のため、適宜実施する。
- ・その他河川管理上必要と判断される場合には、浚渫の実施を検討する。

⑤水面利用に伴う河川利用の対応方針

- ・多摩川下流部の係留環境の改善とともに、秩序ある河川利用のためのルールづくり（駐車場等を含む）を行う。

3. 羽田地区不法係留船対策に係る計画

計画対象区域のうち、当面係留船舶及び施設がもっとも多く、占用許可係留施設と不法係留施設が混在しているなど問題が複雑である羽田地区については、最も計画策定の優先度が高い重点適正化区域と位置づけ、羽田地区船舶係留基本方針に基づき、無秩序な係留状況の適正化を図る。

羽田地区は旧法当時より、自然河岸の国有地に漁業者を中心に多数の住民が住み着き、占用許可を得て漁船等の係留施設が設置されていた。漁船等は長年の経験から治水上の支障の少ない場所に係留施設を設置しており、近年増加したプレジャーボートがこれらの周辺に不法に係留されてきた。

これらの経緯から、羽田地区は地区全体を「重点適正化区域」として区域内の不法係留施設の撤去措置を進めるとともに、不法係留施設撤去によって生み出された空間に暫定係留施設（水上・陸上）を設置することとする。



図 重点適正化区域

1) 羽田地区船舶係留基本方針

船舶の種類		対応の基本方針
許可船舶	基準日*以前から漁業、遊漁船業、警戒船業の業をなしている船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>占用許可棧橋に係留させる。</u> ・ 占用許可の更新手続が行われていない施設については、<u>占用許可要件を満たすことを条件に継続許可を認める。</u> ・ <u>船舶の更新及び地位の承継については、認める。</u>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当面10年間は暫定係留施設（水上・陸上）に係留できるものとし、暫定係留施設（水上・陸上）撤去後には河川管理上の検討を行なった上で占用許可をする。</u> ・ <u>船舶の更新及び地位の承継については、認める。</u>
許可なし船舶	基準日以降に漁業、遊漁船業、警戒船業の業をなしている船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準日以降に来た船舶については、原則として暫定係留施設（水上・陸上）には、係留できないものとし、<u>占用許可の対象とはしない。</u></u>
	漁業、遊漁船業、警戒船業を営む船舶以外のその他の船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一定の基準を満たし、国土交通省が認めたものは、<u>10年間を限度として、暫定係留施設（水上・陸上）に係留できるものとし、暫定係留施設（水上・陸上）撤去後は、公共マリーナ等に移動することとする。</u>また、基準日以降に来た船舶については、原則として暫定係留施設（水上・陸上）には、係留できないものとする。</u> ・ <u>暫定係留施設（水上・陸上）に係留している船舶の更新は、認めない。</u>

※基準日とは、第3回意向調査で確認した平成18年4月26日～平成18年5月10日とする。

< 占用許可要件 >

- ・ 占用許可要件となる船舶は船舶登録を行ない、必要な法定点検を受けている船舶で、且つ所有者が基準日以前から漁業組合に加入している者、又は、遊漁船業務の営業許可を得ている者、あるいは警戒船業務の資格を有している者。

< 補足 >

- ・ 羽田第1水門及び第2水門内の船だまりの平常時の利用については、船舶の常時係留は認めないこととし、今後、ルール化を図る。

2) 施設設置計画

① 恒久的係留施設

* 従前からの占用許可施設は、恒久的係留施設として、継続占用を認めていく。

* 現在占用許可を受けていないが、基準日以前から漁業等の業をなしている船舶で暫定係留施設（水上・陸上）撤去後、新たに占用許可を得て設置する係留施設も恒久的係留施設として認めていく。

② 暫定係留施設（水上・陸上）の占用許可及び施設の建設

暫定係留施設（水上・陸上）については、河川管理者が暫定係留施設の設置者に対して占用許可を行うものであり、許可を行う場合は必要な許可条件を付すものである。

羽田地区における暫定係留施設（水上・陸上）の設置主体及び管理主体は、（財）日本海洋レジャー安全・振興協会とする。

暫定係留施設（水上・陸上）の場所、構造、係留船舶の管理方法等の基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 洪水時、高潮時等における治水上の支障のおそれが少ない場所であること。
- ・ 河川環境の保全上も比較的問題のない場所であること。
- ・ 関係者によって組織された「多摩川下流部水面等利用者協議会」において合意された場所であること。
- ・ 他の水面利用に著しく支障を与えないものであること。
- ・ 係留する船舶は、洪水時、高潮時等には撤去又は移動すること。ただし、当該船舶の係留が治水上の支障を生じない場合はこの限りではない。
- ・ 占用許可期間は、概ね10年以内とすること。
- ・ 占用許可期間経過後は、暫定係留施設（水上・陸上）を撤去すること。
- ・ 占用許可の更新は認められないこと。
- ・ 暫定係留施設（水上・陸上）の使用者から使用料を徴収できること。
- ・ 暫定係留施設（水上・陸上）に係留する船舶の所有者名等を河川管理者に登録するとともに、登録内容に対応したナンバープレートを船体のよく見える位置への貼付を義務付けること。

なお、暫定係留施設（水上・陸上）に係留する船舶の登録は、暫定係留施設（水上・陸上）の設置者が河川管理者に対して行うものであり、河川管理者は登録簿を整備することとなるが、法令等に基づく登録制度により必要事項の把握が可能な場合は、当該登録で差し支えないものとする。

次頁に、羽田地区における暫定係留施設（水上・陸上）設置区域を示す。



図 暫定係留施設（水上・陸上）設置区域

3) 不法係留船等の強制撤去 (行政代執行、簡易代執行等) の実施

占用許可を受けていない船舶及び係留・保管施設、工作物（小屋）等は河川法に基づき、撤去指導・監督処分を行う。それに従わない場合等は地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら、所有者が判明している船舶及び係留・保管施設については、行政代執行により、又、所有者不明の船舶及び係留・保管施設については、簡易代執行により、撤去していくこととする。

4) 羽田地区対応の枠組み

基本方針に基づき、羽田地区における秩序ある係留環境実現へ向けた対応の枠組みについては、下図の枠組み図に示すように、河川管理者と関係団体が協力・連携を図り、実施してゆくこととする。

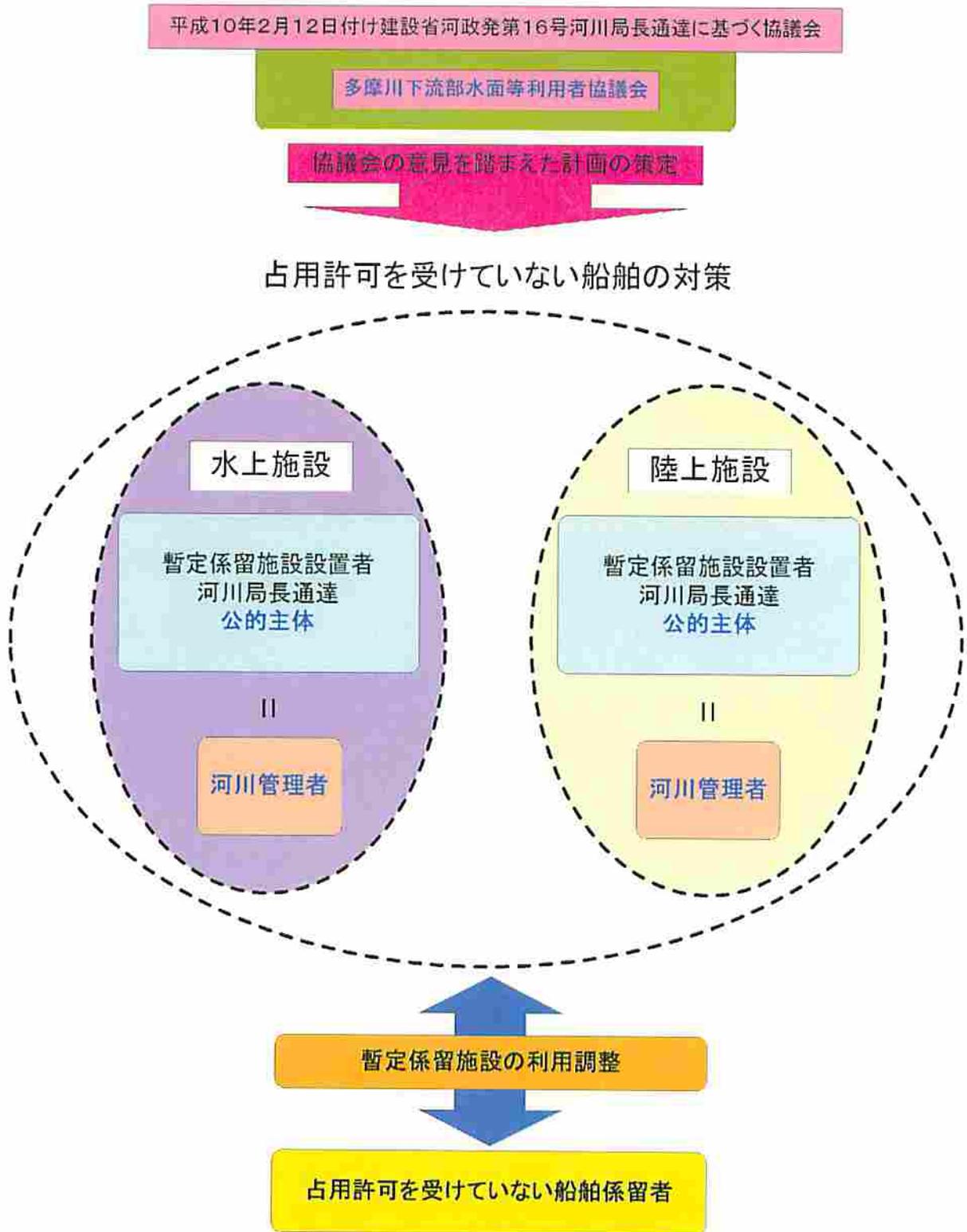


図 羽田地区不法係留船対策の枠組み

5) 羽田地区における係留船対策実施工程

羽田地区における係留船対策実施工程フローを下図に示す。

※この係留船対策実施工程は、所要の仮置場面積が確保できることを前提としている。

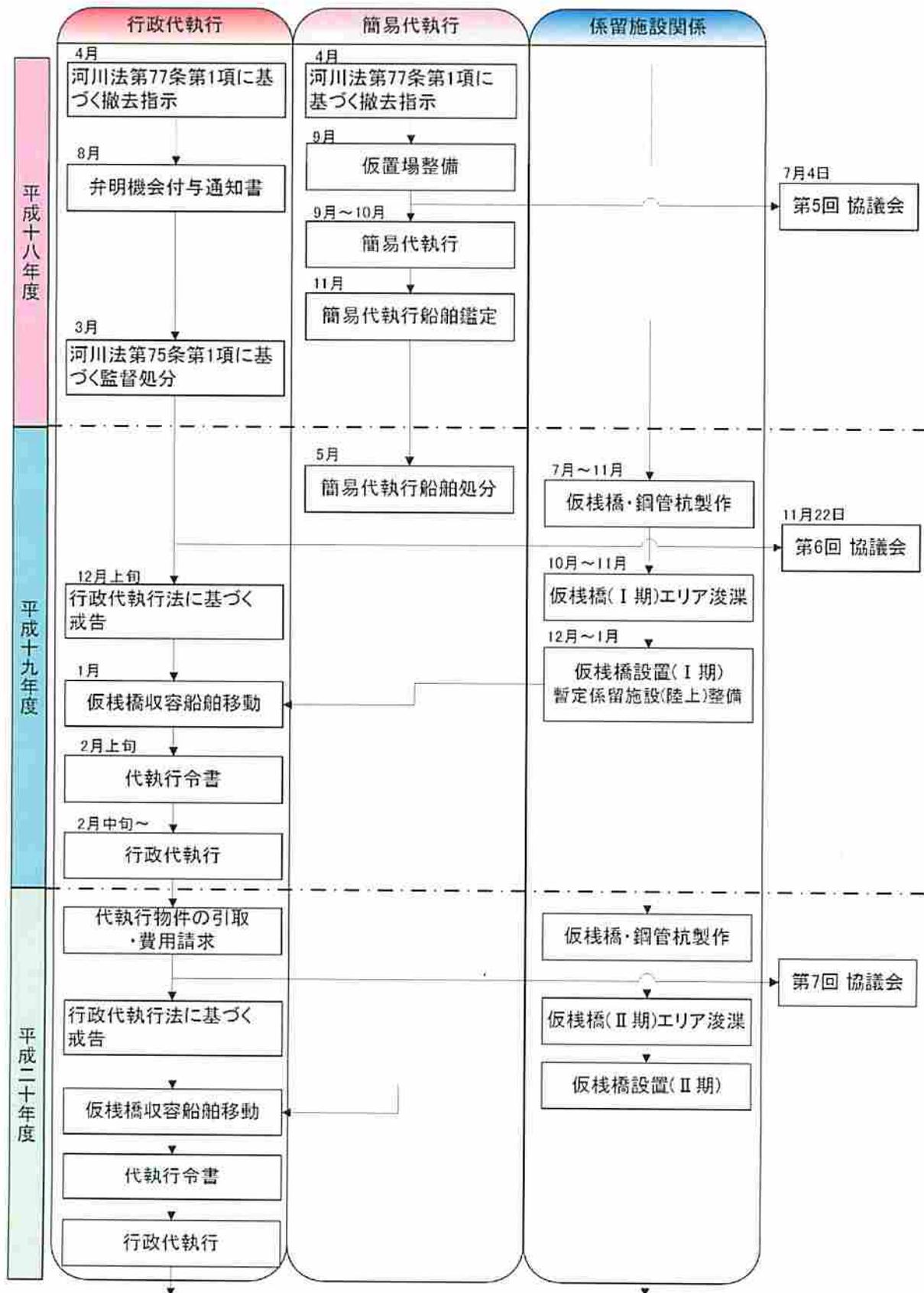


図 羽田地区係留船対策実施工程フロー図

参 考 资 料

1. 多摩川下流部水面等利用者協議会規約

(名称)

第1条

本会は多摩川下流部水面等利用者協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、多摩川本川の河口部から多摩川大橋及び海老取川における水面の安全かつ快適な利用と流水面特有の環境機能の維持・増進を図ることを目的として策定された「多摩川水系水面利用計画」に基づき水面・水際利用に良好な空間の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 秩序ある水面・水際利用の実現に向けた水辺整備等に関する事項
- 二 その他、水面利用に係わる重要な事項

(構成)

第4条

協議会は、学識者、国土交通省、東京都、神奈川県、沿川自治体、水面を利用している各種団体の代表者並びに水面利用に係わる各組織の代表者によって構成するものとし、別表添付に定める者をもって当てる。

(組織)

第5条

- 一 協議会に会長1名を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定める。
- 二 会長は協議会を代表し、会務を掌握する。

(協議会)

第6条

- 一 協議会は、委員等から開催要請があった場合で会長が必要と認めた時、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれに当たる。
- 二 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条

協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条

協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第9条

この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

(付則)

- 1 この規約は、平成15年7月3日より施行する。
- 2 この規約は、平成19年11月22日より施行する。(第4条 変更)

2. 多摩川下流部水面等利用者協議会メンバー

○会長

区 分	所 属	役 職	委 員 名
学識委員	関東学院大学工学部	教 授	宮村 忠 ○
	芝浦工業大学工学部	教 授	守田 優
	聖徳大学人文学部	元教授 (非常勤講師)	島村 勇二
	山梨大学大学院	教 授	北村 眞一
	横浜市立大学国際総合科学部	准 教 授	鈴木 伸治
	NPO法人 多摩川エコミュージアム (ニヶ領せせらぎ館)	理 事 (館長)	田中 喜美子
行政委員	東京都建設局河川部 (河川管理制度担当)	副 参 事	
	神奈川県県土整備部河川課	河 川 課 長	
	大田区まちづくり推進部道路公園課	道路公園課長	
	川崎市建設局土木建設部河川課	河 川 課 長	
	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	事 務 所 長	
水面利用者	都漁連内湾釣漁協議会	会 長	
	東京湾遊漁船業協同組合	理 事 長	
	大田漁業協同組合	組合長理事	
	大田区五ヶ浦漁業組合連合会	会 長	
	羽田漁船共同組合	組 合 長	
	京浜漁業共同組合	組 合 長	
	日本海洋レジャー安全・振興協会	理 事	
	関東マリン事業協会	会 長	
	関東小型船安全協会	会 長	
地元自治会	羽田地区自治会連合会	会 長	
	川崎区連合町内会	会 長	